

(調整控除)

合計課税所得金額(A)(注)	比較項目	控除額
200万円以下	(1) 所得税と町県民税の人的控除差	(1)か(2)のどちらか小さい方×5%(町民税3%、県民税2%)
	(2) 合計課税所得金額	
200万円超	(A)-200万円=(B)<(1)	((1)-(B))×5%(町民税3%、県民税2%)
	(A)-200万円=(B)>(1)	一律2,500円

(注) 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額をいいます。

(注) 合計課税所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。